

質問回答

平成 25 年 12 月 2 日

「エジプト国 ガバナンス(経済政策)分野に関する情報収集・確認調査」

(公示日:平成 25 年 11 月 20 日 / 公示番号: 1)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2 業務の目的・内容に関する事項 (別紙)3ページ 項目6.(2) 「現地派遣期間:2014 年 1 月中旬～4 月中旬(3ヶ月間)」 および (別紙)5ページ 項目6.(3) イ の後 「なお、現地作業期間は約 90 日間を想定している。」	現地作業期間を複数回に分割してもよいか。また、このために現地作業期間が 90 日間を超えることは構わないか。 (理由) 1)エジプトビザはマルチで取得しても1回の滞在期間は30日という制約があります。どうしても1か月を超えて滞在する場合は、現地で延長する必要が生じますが、現地の状況から考えて、確実に延長できるという保証はありません。 2)作業効率の面から、現地作業期間中に一度ないし二度帰国して、収集した情報を整理し、後に収集すべき情報を明確にして再度渡航するのがよいと考えます。	1)現地でのビザ延長手続きについて、これまでも30日を超える派遣を行っている事例が多くありますが、問題なく延長できており、ビザ手続きを理由に渡航回数を複数に分ける必要はないと考えます。ただし、手続きには若干時間がかかるので、現地到着後すぐ に JICA エジプト事務所に延長手続きのご相談を頂きたいと思えます。 2)1月から4月初旬にかけて、調査対象としている4つの計画が順次策定される見通しであり、計画策定プロセスを確認する上でも、現地に張り付き情報収集を行うことは必須と考えており、収集した情報を随時整理しながら調査を継続いただきたいと考えております。やむを得ない事情と JICA エジプト事務所及び中東・欧州部が認めた場合に限り、一時帰国を認めることとしたいと考えます。
2	第5 プロポーザルに記載されるべき事項 3ページ 項目3 (2)	語学力についての評価はないのか。 (照会事項) 1)9ページの後ろにあるプロポーザル評価表に	評価対象業務従事者における語学力は評価表のとおり、評価対象となります。業務指示書 第5項目3 (2)評価対象業務従事者の経験、能力

	評価対象業務従事者の経験、能力等 「3) 語学力(語学は認定書(写)を添付) 語学評価せず」	は、業務主任者の経験・能力として ウ) 語学力に 9.00 および 4.00 が配点されています。	等 3) 語学力の記載を以下のとおり訂正いたします。 (誤) 語学力(語学は認定書(写)を添付) 語学評価せず (正) 語学力(語学は認定書(写)を添付) 英語
3	同上	認定書(写)は何を添付すればよいのか。	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン平成 25 年 11 月」別紙 6「語学能力の評価基準」に基づいて、添付してください。

以上